

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる令和4年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

令和4年1月17日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

清掃・リサイクル事業検討支援業務委託

(2) 業務内容

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の成立を踏まえ、今後の区における家庭から排出される使用済みプラスチック使用製品の分別収集・再商品化のあり方検討や今後の区の清掃・リサイクル事業の政策策定において、国や他自治体、関連する事業者の動向など専門的な知識を寄与し、支援を行うものである。

詳細は提案書要求説明書（募集要項）を参照。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

履行期間内に、国や都のプラスチック資源循環施策の動向に変化等があり、引き続き検討が必要となった場合や清掃・リサイクル事業に関連する検討が必要となった場合には、最長で令和7年3月31日まで履行期間を延長することがありうる。ただし、本業務に関わる契約締結は年度ごとに行い、かつ各年度の予算の配当があること及び2年目以降は前年度の履行状況が良好であることを条件とする。

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 東京都内に本社または支社、営業所を有する法人であること。
- (6) 過去5年間に東京23区、他の自治体（人口20万人以上）、一部事務組合又は広域連合において、一般廃棄物処理基本計画の策定、改定に携わった実績があること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」を取得しており、個人情報の取扱いを適切に行う体制を確立していること。または、個人情報保護に関する社内規程が定められ、社員教育が徹底しているなど、個人情報の保護管理体制が確立していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 委託実績に関する事項

一般廃棄物処理基本計画の策定、改定の実績

ごみ組成分析調査の実績

プラスチック資源循環施策の検討支援の実績

温室効果ガス削減に向けた検討支援の実績

(2) 企画力に関する事項

世田谷区の特長、清掃・リサイクル事業の現状や課題の認識

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対する現状や課題の認識

世田谷区が今後のプラスチックに関する施策の在り方を検討するために実施した各種基礎調査等に基づく中間報告の理解

科学的でわかりやすい表現力と正確性（計画書の記載方法、構成等）

プラスチックの再商品化技術開発や施設整備状況に関する情報の迅速な取得

世田谷区の温室効果ガス削減に向けた現状や課題の認識

(3) 遂行力に関する事項

世田谷区のスケジュール状況に応じて柔軟に対応する実施体制の構築

業務取り組みの誠実性

プラスチックの分別回収・再商品化に伴う二酸化炭素排出量の算出及び削減効果と費用対効果の明示

個人情報の取扱いを適切に行う体制

(4) その他追加提案に関する事項

(5) 価格に関する事項

見積額の整合性について

5 手続き等

(1) 担当部課

〒156-0043

世田谷区松原六丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課事業計画

電話：03-6304-3267

FAX：03-6304-3341

受付時間は午前9時～午後5時とする（土・日曜日、祝日を除く）。

(2) 提案書要求説明書（募集要項）の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和4年1月17日（月）から令和4年1月31日（月）まで

場所：世田谷区ホームページ（ ）及び（1）担当部課窓口で交付

ホームページ掲載箇所

[トップページ](#)

[目次から探す](#)

[暮らし・手続き](#)

[ごみ・リサイクル](#)

事業者向け情報（公募情報等も含む）

交付方法：区のホームページからのダウンロード又は窓口で希望者に無償配布
窓口での配布時間は午前9時～午後5時とする（土・日曜日、祝日を除く）。

（3）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和4年1月31日（月）午後5時まで

提出場所：（1）担当部課に同じ

提出方法：直接持参すること（郵送不可）

受付時間は午前9時～午後5時とする（土、日曜日、祝日を除く）。

（4）提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和4年3月4日（金）

提出場所：（1）担当部課に同じ

提出方法：直接持参すること（郵送不可）

受付時間は午前9時～午後5時とする（土、日曜日、祝日を除く）。

6 その他

（1） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2） 契約保証金 免除

（3） 契約書作成の要否 要

（4） 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

（5） 関連情報（令和3年度に実施した各種基礎調査等をまとめた資料等）を入手するための照会窓口 5（1）担当部課に同じ

（6） 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（7） 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。

（8） 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書等を無効とする。

（9） 詳細は提案書要求説明書（募集要項）による。